

十和田市有料広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、十和田市有料広告の掲載に関する要綱（平成 20 年十和田市訓令第 4 号）第 3 条に規定する広告の内容の基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断することとする。

2 第 3 条第 1 号から第 7 号までの広告内容の考え方、具体例等

1 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

2 公の秩序及び善良の風俗に反するおそれのあるもの

○ 業種又は事業者

- ・ギャンブルに関するもの

○ 広告の内容

- ・財産的秩序に反するもの

ギャンブルなど射こう心をあおる可能性のあるもの等

例 「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」

- ・倫理的秩序に反するもの

ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの

イ 暴力的又は残酷なもの

ウ 犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの

エ 性的感情を刺激する又はわいせつなもの

オ 青少年保護や健全育成に好ましくないもの等

- ・自由・権利を害するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 著作権、肖像権の侵害に当たるもの

ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの等

3 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの

○ 業種又は事業者

・政治活動（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触するおそれのあるもの等）又は宗教活動（宗教団体による布教推進を主目的とするもの等）を行うもの

○ 広告の内容

- ・政治性及び宗教性のあるもの

- ・意見広告

個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの等

- ・ 個人の宣伝
名刺広告

4 法令等（青森県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

○ 業種又は事業者

- ・ 業務、営業行為等について規定している法令等に違反するもの
（例 必要な許認可を受けていない事業者が行うもの）
- ・ 医療法上の診療科目及び法で認められた医業類似行為（按摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）以外の広告は掲載しない。
例 エステティックサロン、整体院、カイロプラクティック、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの医療、施術、役務サービス業の広告

○ 広告の内容

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条の規定に違反するもの
（例 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）上の温泉の定義に該当しない井戸水や水道水を加温したものを温泉であるかのように表示しているもの）

- ・ 広告に関する規定がある法令等に違反するもの

- ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（第 6 条の 5～第 6 条の 8）
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（第 98 条）
薬事法（昭和 35 年第 145 号）（第 66 条～第 68 条）
柔道整復師法（昭和 45 年第 19 号）（第 24 条）
旅行業法（昭和 27 年第 239 号）（第 12 条の 7、8）
健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（第 32 条の 2）

等に違反するもの

- イ その他商品等について規定している法令等に違反するもの

- ・ 不動産

「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。

例 (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記

- ・ 弁護士、税理士等

法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、

社会保険労務士、弁理士及び行政書士)については、各会則を遵守する。

- ・映画、興行等

年齢制限等一部規制を設けているものはその内容を表示する。

- ・結婚相手紹介サービス業等

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）において第 41 条から 50 条までの規定を遵守する。

- ・宝石の販売

虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例 「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

- ・肖像権、著作権

無断使用がないか確認する。

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの

- 業種又は事業者

- ア キャバレー、クラブなどの「接待飲食等営業」及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなどの「遊技場営業」に当たるもの（第 2 条第 1 項）

- イ 「性風俗関連特殊営業」に当たるもの（第 2 条第 5 項）

- ウ その他風俗営業類似の業種

6 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの

7 その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

- ・アルコール飲料

- (1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

- 例 「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

- (2) 飲酒を誘発するような表現の禁止

- 例 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

- ・責任の所在が不明確な広告

原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。

広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。

連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。

法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

- ・誇大広告

誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤認を招くような表現は掲載しない。（確実な根拠がある場合を除く。）

例 「世界一」、「日本一」、「1ヶ月で確実にマスターできる」など

- ・無料で参加・体験できるもの

一部費用負担がある場合には

例 「昼食代は実費負担です」「入会金が別途必要です」等

- ・割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

- ・ダイヤルサービス

ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

- ・質屋・チケット等再販売業

個々の相場、金額等の表示はしない。

例 ○○○のバック 50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円

- ・介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- ・資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。

例 「この資格は国家資格ではありません。」

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、資格取得に必要な事項を表示する。

例 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

- ・たばこの製造・販売に関するもの

- ・興信所、探偵事務所等

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中で、再生・更生計画について認可決定されていないもの

- ・過去3ヶ年において、納付すべき市県民税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納しているもの

- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

- ・社会問題を起こしている業種や事業者

- ・性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの（十和田市男女共同参画）

- マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの
- 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- 人材募集広告
- あたかも市が推奨しているような表現のもの
- たばこ製品に関するもの
- その他広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの